

「特別自治市」の早期実現に関する決議（案）

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市がその潜在能力を十分に発揮できるような制度的な位置付けがなされていない。

377万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な都市経営を進め、日本経済の成長を牽引していくためには、大都市制度の抜本的な改革が必要である。

本市では、平成25年3月に、市会における議論を経て、新たな大都市制度である特別自治市制度の基本的考え方をとりまとめた「横浜特別自治市大綱」を策定した。令和3年3月には、「横浜特別自治市大綱」を8年ぶりに改訂し、特別自治市実現のための立法化や具体的なプロセスを明確にするとともに、第30次地方制度調査会で指摘された特別自治市について検討すべき課題について、本市の考え方を提示した。

さらに、令和3年11月10日に、本市をはじめ16市の指定都市市長が参加する指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が特別自治市制度の法制化案や実現に向けての機運醸成などを盛り込んだ最終報告をまとめた。

また、全国市議会議長会指定都市協議会においても、令和3年11月10日に「多様な大都市制度の早期実現」について国等に要望を行っている。

一方、神奈川県においては、特別自治市制度の課題も含め県と指定都市のあり方や広域自治体の役割について検討するため、令和3年6月に有識者で構成される「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」が設置され、同年11月26日に県知事に報告書が手交された。

これまでも横浜市会では、平成23年12月16日に、特別自治市の創設を強く要望する新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議を議決するとともに、令和3年6月4日には、地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるよう要望する「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や内閣総理大臣等に提出している。

よって、横浜市会は、本市を取り巻く各方面において大都市制度改革の議論が盛んになっている今、改めて、国等において、速やかに特別自治市の制度化に向けた議論を始めるなど特別自治市の早期実現に向けた取組を加速させることを強く要望する。

以上、決議する。